

# 中世前期紀伊国阿弼川庄における相論の諸相―逃散を中心に―

はじめに

大迫 宣之

中世において百姓らの逃散とはどのようなものだったのか。御慈悲を願うための悲壯な闘争だったのか、それとも領主との契約関係に基づく一種の「権利」として認められていたものか。逃散の捉え方によっては当時の百姓と領主の関係、さらには中世社会そのものの捉え方までもが異なることになろう。

逃散の研究については、鈴木良一氏の先駆的研究<sup>1)</sup>以来、数多くの論考が積み上げられてきた。逃散については一揆結合・百姓申状作成との関連でこれまで述べられてきた。一方、反領主農民闘争の一段として捉えられてきた。一方で、これらの論考においては「逃散」そのものに注目し、逃散を正当化する論理について究明されていないことが指摘される<sup>2)</sup>。こうした視点から「逃散の作法」に注目された入間田宣夫氏の一連の逃散の研究は、逃散のやり方や手続きといった視点から、一味神水↓連署申状↓逃散という行動様式を明らかにされ、この行動様式が確固としたパターンとして当時の人々の目に移っていたのではないかと指摘された。氏は、逃散を中世農民の基本的な権利であり、神聖な権利であったとされる。しかし、権利とらえるならば、その権利を行使していったい何をどのよう勝ち取るうとしたのかという、政治闘争としての位置付けが必要となろう。また、百姓らの生活に根ざしたものとしよう。逃散の問題を考えると、百姓らの生活に根ざしたものとしよう。逃散の問題を考えると、百姓らの生活に根ざしたものとしよう。

から多くの研究<sup>3)</sup>があり、また建治元年(一二七五)十月廿八日の片仮名書き言上状にみえる地頭による非法な擄取に敢然と闘いを挑む百姓らのたくましい姿、さらに「ミミヨキリ、ハナヨソグ」という地頭の恫喝はあまりにも有名である。その百姓らが、文永十一年(一二七四)の冬から建治元年(一二七五)の春にかけて逃散を行なっている。これは、文永二年(一二六五)から建治二年(一二七六)にかけての相論(以下、文永建治相論)のなかで行なわれているのであるが、研究史のなかでこの逃散のもつ意味はそれほど重要視されていない。

この逃散を政治闘争と考えるならば、当庄における文永建治相論のなかで行なわれた逃散がその後の当庄の支配関係にもたらした影響についての考察が必要であろう。注目にすべきことに文永建治相論のあと、建治三年(一二七七)に領家寂楽寺別当任快が、相伝関係の証拠文書を高野山に譲渡して、高野山への事実上の支配権の委譲がなされている。さらに、嘉元二年(一二三〇四)には本家円満院より文永建治相論は注目されることとなる。研究史のなかで山による阿弼川庄支配の動向についても研究されている。しかし、当庄における荘務権の決定的な転換点ともいえるこの委譲について百姓の逃散との関わりで言及されたものはなく、この視角から再考を試みたい。

以上の問題意識より、本稿では次の二点について明らかにしたい。①勸農↓検注↓収納という庄務のサイクル(領主・地頭・百姓の利害が顕現する局面)と農事暦とを関連づける。②地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。③地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。④地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑤地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑥地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑦地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑧地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑨地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑩地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑪地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑫地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑬地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑭地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑮地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑯地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑰地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑱地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑲地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。⑳地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉑地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉒地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉓地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉔地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉕地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉖地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉗地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉘地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉙地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉚地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉛地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉜地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉝地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉞地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㉟地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊱地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊲地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊳地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊴地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊵地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊶地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊷地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊸地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊹地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊺地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊻地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊼地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊽地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊾地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。㊿地頭・百姓の利害が顕現する局面と農事暦とを関連づける。

- (1) 鈴木良一「日本中世に於ける農民の逃散」(『日本中世の農民問題』所収。再版。校倉書房。一九七一年。初出。一九一一年)。
- (2) 入間田宣夫『百姓申状と起請文の世界』東京大学出版会。一九八六年。
- (3) 江頭恒治氏の研究以後、多くの論考が出されている。黒田弘子氏による分類参照。(黒田弘子『ミミヨキリハナヨソギ』吉川弘文館。一九九五年) また、最近でも湯川雅史「湯浅氏の領主制と荘園領主」(『日本歴史』5号。一九九六年) などが出されており、研究が盛んである。

## 一 文永建治相論の展開

阿豆川庄における逃散を考察するにあたり、百姓らが逃散するに至る背景となつた文永建治相論について概述し、当該期の相論当事者・争点・相論の展開・取り巻く環境といった基本的関係・対立点などについて、先学に導かれながら確認しておきたい。

文永建治相論は、文永二年(一二六五)から建治二年(一二七六)にかけて争われた。この十一年にわたる相論は、荘園領主と地頭の間で行なわれ、またその間、百姓らによる積極的な対地頭闘争も行なわれ、その過程において、かの有名な片仮名書き言上状が出されている。この間、預所職の帰属・年貢未進・地頭請所の可否・謀書の咎等々、多岐にわたる争点をめぐって争われている。以下、段階を追って言及したい。

### ① 湯浅氏からの預所職奪回

文永建治相論の初見史料は文永二年(一二六五)十月五日の六波羅召文御教書案<sup>1)</sup>とされるが、別紙に六波羅殿第二度御教書とあり、その内容は阿豆川庄の雑掌が地頭の

所務條々への再度の訴えにより、六波羅が上下村地頭を召したものである。また、先度の召状に対して地頭は返答を行なっていない。この時の相論の内容については具体的に知りえないが、正嘉・正元・文応頃(一二六〇年前後)の荘園領主として君臨する円満院門跡桜井宮法親王と地頭湯浅宗氏との間に形成された確執が大きく関係している<sup>2)</sup>とみて間違いないだろう<sup>3)</sup>。さらに、この時の本所である円満院門跡桜井宮が正嘉元年(一二五七)に永代相伝であつたはずの預所職を地頭湯浅宗氏から取り上げる行動に出たり、こののち、預所をめぐって庄園領主側と地頭側の対立という図式が見られる。文永二年の相論はこの流れに位置付けられるだろう。

### ② 寂楽寺別当任快の反撃

文永三年(一二六六)四月一九日の桜井宮の死後、状況は流動的になり、対立は激化する。すでに平安後期からの本所円満院一領家寂楽寺という重層的荘園領主権が、治承・寿永の内乱と鎌倉幕府の成立という歴史変動を経たあと、の鎌倉前期の荘務権に至つては、明らかに寂楽寺ではなく、本所円満院が握つていたことが知られている。ここで荘務権奪回にのりだすのが、寂楽寺別当任快である。任快の主張によれば、寺務管領権はもとより当庄の本家職も預所職も桜井宮より引き継いだとあるが、地頭がこの主張に反発することから文永相論が本格的に始まつたとみなすことができる。簡単に概述すると、計画的な策謀により当庄の荘務権を主張する任快が地頭湯浅宗氏に年貢納入を命じるが、地頭がこれを拒否することから相論が始まる。さらに地頭は翌年の検注・収納も拒否する。これに対し、任快が地頭館を襲撃するといふ実力行使にうって対するが、これにより上下庄の地頭が提訴する。ここまでは荘務権奪回をめざす寂楽寺と拒否する地頭勢力とこの対抗関係であり、争点は預所職の帰属、それによる年貢徴収権の取得ということになる。

### ③ 円助法親王の介入

文永五年(一一二六八)の末になると事態は大きく変化する。相論に桜井宮のあとを受けて円満院門跡になった円助法親王が乗り出してきたためである。これにより円助が本家職・領家職を領掌することになり寂楽寺の策謀は失敗に終わつたといえる。今度は、寂楽寺別当任快は地頭と預所職をめぐつて争うことになる。文永六年(一一二六九)になると、寂楽寺別当任快が地頭より押小路堀川の地の返還を求めて訴えられた。堀川といえは「京都における材木取引の中心地であり、祇園社を本所とする材木座があつたところとして著名」であり、また湯浅氏が京都の材木市場で交易を行なつていたことも知られ、当地が重要な役割を果たしていたのだから。この訴えによつて自らの立場が危うくなつたのか、任快はここで第一線を退いた。文永七年(一一二七〇)には任快子息按察阿闍梨と湯浅宗親との間に和与が成立したようで、一応の決着をみた。しかし、その後も預所職をめぐる争いは繰り返されており、文永一〇年(一一二七三)までに按察阿闍梨↓地頭湯浅宗親↓馬入道願蓮↓地頭宗親と預所職はめまぐるしく交替している。こうして、本家職・領家職は円満院が押さえ、預所職もまた地頭の手落ちしたことで、寂楽寺の庄務への関わりはほとんど見られなくなつたと考えられる。こうした状況で建治年間をむかえ、庄務から排除された寂楽寺は相論に直接加わつてこなくなる。

### ④ 百姓の参加

円満院の主導のもとでやや鎮静化にむかつた趣の当庄であつたが、建治元年(一一二七五)の相論を引き起こす事態が生じた。それが文永十一年(一一二七四)から建治元年(一一二七五)にかけての地頭非法を糾弾する百姓逃散である。この逃散についての詳細は後述する。

### ⑤ 逃散後の動向

逃散は三月の百姓選住(一)によつて終息する。しかし、

五月に百姓らは再度申状を円満院に提出した。この申状によれば、百姓らは新儀の地頭非法、つまり先例なき馬飼料徴収・逃死亡跡の押領・作麦の点定の停止等を要求した。さて円満院はこの訴えを雑掌(おそらく六月に法廷に出る静舜)に聞き取らせ、訴状を起草させたものと考えられ、それを六波羅奉行入齋藤唯浄にみせ、訴状方式について助言を乞ひ、六波羅に提出した。六月十七日僧静舜書状(二)に、「此宗親ありさま口ふてかゝり候て、被<sub>レ</sub>打殺<sub>レ</sub>候ぬと口(覚力)候之間、平辞申候也」とあるように、殺気を漂わせ相論に臨む宗親の姿にたじろいだ静舜は辞任を申し出ている。また同日、宗親は百姓二十八人と牛馬八頭を検束しており、これは百姓等が宗親を訴えたことに對する報復措置と見ることが出来る。百姓等はこれに對して事発日記を提出し、あくまでも抵抗しようとする姿勢が窺える。

静舜辞任後、当庄雑掌に任命されたのが従蓮である。七月四日の沙彌従蓮起請文(三)に、「一阿世河御庄上下村所當御年貢内、雖<sub>レ</sub>紙半錢、不可<sub>レ</sub>私用仕候、但至<sub>レ</sub>預所得分者、非<sub>レ</sub>沙汰之限候」とあり、預所得分は頂戴するとあるから、従蓮が任命されたのは上下庄の預所職であり、ここに宗親は解任されたことになる。従蓮に對する評価についてはわかれるところでも、かつて仲村研氏は、片仮名書き言上状を指導し相論を推し進めた人物であつたとされた(四)が、河野通明氏はその論拠を逐一、検討・批判され、「雑掌従蓮は片仮名言上状の指導者どころかあて先の中心であり、標的と目された人物であつた」と述べられる(五)。また、黒田氏もほぼ同様に雑掌指導説を否定されている(六)。また、実際に相論を動かしていたのは従蓮ではなく、唯浄だつたと主張されている。従蓮・唯浄の登場により相論の展開、百姓の動きがいかに変わったか。従蓮の働きは精細を欠いていたようで、むしろ円満院は唯浄を公文に据え、相論での働きを期待していたようである。

ともあれ、従蓮は九月頃に提訴し、十月五日「初沙汰」があり、それ以降、翌建治二年(一一二七六)八月頃まで相

論は続けられる。しかし、阿弓川庄相論沙汰文書案(1)によれば、六波羅より地頭湯浅宗親に対して度々召状が出されて、六波羅より地頭による出廷拒否の姿勢が伺え、相論はなかなか進まない状況だったのではないだろうか。こうした状況のもと、片仮名書き言上状が十月廿八日に提出されるわけである。

さて、その後十一月二日にも雑掌從蓮は、地頭宗親が年貢を抑留し、御使を追い出すという悪業を訴えた。つまり地頭非法が争点になっていた。しかし、この相論の一つの山場と考えられる十二月十七日以降、争点が変わつてきた。次に先述の阿弓川庄相論沙汰文書案の建治元年十二月十七日の箇所をみてみる。

自<sub>二</sub>地頭方<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>出文永五年四月廿五日関東御下知、平均<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>下由<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>申候條、尤不審候、為<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>尋<sub>二</sub>究出所<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>封<sub>レ</sub>裏候、仍執達如<sub>レ</sub>件、

建治元年十二月十七日

雑掌在判

それまで拒んできた宗親がようやく出廷した。その前後に出されたものと思われる阿弓川庄地頭湯浅宗親陳状案(2)には、「一通 関東平均御式日」等八通の只書が副進されて、上の史料の「文永五年四月廿五日関東御下知」に相当すると思われる。宗親の主張に「仰如文永五年四月廿五日関東平均御式日者、請所事、廿九年無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>者、今更不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>神乱(違乱)云々」とあるように、これはたとえ幕府口入の請所でなく、莊園領主と私的に結んだ私の請所であつても、二十九年知行していれば改易できないというものである。二十九年紀法を請所にも適用したものと見え、宗親はこれを根拠に請所権を主張しようとした。これに對して雑掌はこれを謀書であると主張した。ここに謀書論争が始まる。当然、宗親は弁明書を書き、寂楽寺の訴えを受けて六波羅奉行により裏を封じられた「式目案」は謀書ではないと主張した。雑掌はそれ以降もこの謀書に狙いを定めて非難し、この謀書論争は七月下旬までみられる。こうした経過により、建治相論の争点が地頭の非法か

ら地頭の提出した幕府法令の真偽をめぐるものになつていくことがわかる。この成文法の実在そのものを争うというところはこの時代の相論の特徴をみる事ができることは、先学の示すところである(3)。その後、庄園領主と地頭湯浅宗親との相論は、建治二年(一二七六)八月まで続き、決着を見ないまま史料が切れている。そのため、相論の結末について見解の別れるところである。さらにその後、建治三年(一二七七)に寂楽寺より高野山へ当庄の莊務権が譲渡されるが、この歴史的事実をどう考えるべきか。これらについては次節において考察する。

(1)

仲村研編『紀伊国阿弭河莊史料』一六六 六波羅召文御教書案(吉川弘文館 一九七六年)以下、文書番号と文書名のみを記す。

(2)

桜井宮と湯浅宗氏との関係について、黒田弘子氏は柄にあつた」と述べられており(黒田弘子「裁判にゆれる莊園」『人物』一九九〇年)、ここでの確執をいかに捉えるかという問題が生じるだろう。個人的関係も考慮しなければならぬが、ここでは桜井宮の政治的判斷ということにしたい。

(3)

吉良国光「紀伊国湯浅氏の領主制と軸」(『日本中世史論攷』所収 文献出版 一九八七年)。

(4)

三月の一連の動向については河野氏が鮮やかに復元されている。(河野通明「阿弭河莊をめぐる寂楽寺と円満院」『中世寺院史の研究』上所収 法蔵館 一九八八年)ただし、東寺の評価については私見と若干異なる。詳しくは三節参照。

(5)

二〇八 僧静舜書状。

(6)

二二二 沙彌從蓮起請文。

(7)

仲村研「紀伊国阿弭河莊における片仮名書言上状の成立」(『莊園支配構造の研究』所収 吉川弘文館)

一九七三年 初出 一九六五年)。

(8) 河野 (4) 論文。

(9) 黒田 (2) 論文。

(10) 二二一 阿氏河莊相論沙汰文書案。

(11) 二二五 阿氏河莊地頭湯淺宗親陳狀案。

(12) 笠松宏至「中世法の特質」(『日本中世法史論』所収 東京大学出版会 一九七九年 初出一九六三年)

## 二 文永十一年冬から建治元年春にかけての逃散

本節では、文永建治相論の展開のなかで起こった文永十一年冬の逃散に絞って検討してみよう。文永十一年冬に上庄百姓が地頭非法停止を要求して逃散していたことが、近年公刊された高野山御影堂文書文永十一年(一二七四)十一月二十四日の六波羅御教書にみえる。以下、全文を載せる。

(端裏書)

① 上下地頭百姓等以下文書案 文永十一年十一月廿四日「当庄材木津出事、百姓等不堪<sub>レ</sub>地頭、被<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>逃散庄内之間、令<sub>レ</sub>違乱<sub>レ</sub>之由、御使八楽法師令<sub>レ</sub>申云々、何様次第候哉、為<sub>レ</sub>実儀<sub>レ</sub>候者、被<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止其煩、土民を安堵候之様、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>相計<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之旨、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>候也、仍執達如<sub>レ</sub>件、

謹上 阿豆川莊上庄地頭殿 (北条時輔) (文永十一年) 十一月廿四日 散位

② 当庄抽取材木津出事、寄<sub>レ</sub>事於地頭非法、抛<sub>レ</sub>彼役無

左右逃散庄内之間、御使八楽法師定参洛、甚不<sub>レ</sub>穩便、有<sub>レ</sub>地頭非法者、尤可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>沙汰也、早還<sub>レ</sub>住庄家、全<sub>レ</sub>此役者、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>上子細者也、且可<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止新儀<sub>レ</sub>之由、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>触<sub>レ</sub>仰地頭之状、如<sub>レ</sub>件、

十一月廿四日 下庄以同前

散位 (北条時輔)

③ 当庄御年貢内、云<sub>レ</sub>去年未進、云<sub>レ</sub>当年未済、預所殿度々、御下知之処、無<sub>レ</sub>其沙汰<sub>レ</sub>之由、被<sub>レ</sub>申候、何様

事候哉、所詮、仰<sub>レ</sub>此御使、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>沙汰進<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰下<sub>レ</sub>之状、仍執達如<sub>レ</sub>件、

十一月廿四日

散位 (北条時輔)

これは『清水町誌・史料編』(「解説」)にもあるように、「文永十一年十一月廿四日に六波羅から出された御教書三通が、一紙に書写された案文」である。つまり、六波羅の意思を伝えたものである。

その内容は、①は、上庄地頭に対し、百姓等が地頭の非法に堪えず逃散したので、材木津出しが出来ないということを六波羅から実検使として派遣された御使八楽法師が報告してきた。いったい、どういふことか。それが本当なら地頭は非法をやめ、百姓等が安堵するように処置せよと命じたもの。②は上下庄百姓に対し、地頭非法にかこつけて抽取り、材木津出しを抛つて、理由もなく逃散したので、御使八楽法師は上洛してしまつた。逃散はもつてのほかにある。地頭の非法があれば処罰するので、早く庄家に還住して、これらの役を行つた上で、言ひ分があれば言上せよ。地頭に対しては、新儀非法をやめるように命じることを約束するといふもの。③は、下庄地頭に対して年貢について、預所は去年の未進、当年の未済を何度も催促したにもかかわらず進済しないと訴えてきたがどうなつていふのか。未進分は御使八楽法師にきちんと納めさせるよう命じてある。といふものである。

問題とされているのは材木納入についてと年貢未進についてである。注目すべきは百姓による材木津出しのサボタージュである。当時、材木は円満院に納められており、津出し作業の滞りに対して、円満院が六波羅に要請して、御

教書を得たと考えられる。さらに六波羅は地頭非法にかこつけて逃散した百姓らの行動に疑いをもっており、六波羅が百姓らの地頭非法との主張は逃散の際の常套手段として認識していたことを伺い知ることができる。材木運上の過程については吉良国光氏の詳細な研究<sup>(1)</sup>があり、それにしたがう。①材木の伐採②有田川の川端までの引き出し③有田川を筏で下す④津から船で運上という過程を経た、円満院へと運ばれる。材木津出しをしないということは円満院への納入拒否ととらえることができる。

阿豆川庄の場合、十三世紀後半までは材木納入は預所を兼帯していた地頭湯浅氏が請負っていたが、十三世紀後半以降、年貢の請負をめぐって、湯浅氏と庄官百姓等が競合的関係を持つようになることが知られる。正嘉元年(一二五七)の円満院による湯浅氏からの預所職取り上げを契機に百姓等が材木納入過程から湯浅氏を排除しようとする動きに出る。弘長年間には庄官百姓等が、京都の材木市場に出入りして、材木の売買を行なっており、また一方で湯浅氏が材木を庄園領主に納めるだけではなく、売却して私利利潤を追求していた事実もあり<sup>(2)</sup>、材木納入の請負をめぐる熾烈な争いは容易に想起される。

さて、ここで津出しの季節について検討したい。逃散の前提として材木納入のサボタージュがなされてようであるから、津出しの季節を知ること、逃散の時期比定につながると思われるためである。

史料に「去秋比参洛仕候て、十月之内二、可<sup>三</sup>進上<sup>一</sup>御材木仕候へき由、御請文起請文まいらせあげ候て」<sup>(3)</sup>、

「去年十一月いせんに、御材木ヲミなせの津二つけ候て」<sup>(4)</sup>、

「当年取した<sup>五</sup>め候て」<sup>(5)</sup>、(十月卅日請文)<sup>(6)</sup>、「此御材木、来十月ノ内二、弘瀬津二付て」<sup>(7)</sup>とあるように

一般的に津出しは十月から十一月であることがわかる。したがって、この時の逃散は、おそらく十月に始まったことが確認できる。材木納入は実際には遅延・未進が慢性化していたようで弘長元年(一二六一)から文永二年(一二六六

五)にかけて四通残っている請文をからもその状況が分かる。請文の内容をみても十月のうちに納入すべきであったものを三月まで延期していたのだきたい、十一月までに納入する予定であったが遅れる、来年の二月までには納める、十月のうちに納める、とある。また、請負主体は庄官と百姓等であるが、納入の遅れを地頭の妨害によるものであると主張している。一応、十月から十一月という納期があつても実際は未進が続き、庄園領主の要求に応じるといふ体裁のものであつたと推測できる。バラバラに材木を納入し、そのたびに返抄を受け取り、進未沙汰の際に一括して返抄を提出したのだろう。

もう一点問題として挙げられている年貢についてであるが、当庄の年貢公事は絹・綿、それに材木であつたことが知られ、米はほとんどその対象とはされていない。当庄の生産活動の中心は養蚕業と林業であつたといえる。これは、庄域の規模に比べ、耕地面積が少なく、その耕地も御殿川と湯川に注ぎこむ狭小な扇状地に散在しているだけの山間僻地という当庄の自然条件に負うところが大きい。材木の徴収は地頭湯浅氏請負い、津出しの「役」を公事として百姓に課した。さらに百姓らがその材木納入の請負いを企図し、地頭に対抗していた様子は先述した。ここで、絹や綿についても簡単に触れておくと、両者は同じ絹製品でありながら、賦課方式や徴収・上納方法で随分と違いがある。絹は大検注の帳面に記載されているのに対し、綿の記載はなく、綿は在家単位での徴収で、絹のように田地に課されたものではない可能性がある。また、絹は「所当御地子准陸丈絹」<sup>(8)</sup>あるいは「所当御年貢絹」<sup>(9)</sup>とあるのに対し、綿は「其在家之公事・御綿」<sup>(10)</sup>や、「在家二あたる公事・夫役・御綿」<sup>(11)</sup>と記述の違いも指摘できる。黒田氏によれば「絹のほうの方がより基本的な年貢とみなされていたといえる」<sup>(12)</sup>とされるが、さらなる検討を要するだろう。嘉禎元年(一二三五)二月、円満院門跡桜井宮から寂楽寺の修造等の功績により、地頭住心(湯浅宗光の妻)が当

庄の預所職の永代相伝が認められて以来、地頭が綿収納の責任を負つていた。徴収における役割分担としては、絹は公文が、綿は地頭が扱つており、地頭には絹の徴収権はなかつたようである。だからこそ、百姓らは地頭による年貢絹徴収に対して、より積極的な不服従の態度を示す。年貢神木哲男氏は「養蚕規模の拡大は田地の場合とは異なつてはるかに容易であり、このことが農民の余剰を増加させる条件を作り出すことになるであろう」とされ、また当荘においては養蚕規模の大小が庄民間の地位を決定する一つの指標となりえたのではないかと推測された。養蚕規模の拡大は領主側からみれば収取を拡大しようとするものであり、庄民層の余剰の増大によるものといえる。生産規模の拡大が直ちに百姓の領主に対する地位の向上を意味するものではないだろうが、こうした動きは注目し値する。さて、検注・収納の時期については、管見の限り、文永十一年（一一七四）までに三十通ある（文永十一年以降関係文書は見られない）。建久四年（一一九三）には九月に上荘在家島検注状、下荘所進進状（一三）上荘出検注状、また阿氏河下荘綿請取状（一三）がほぼ同時期に出されている。また、定田地子検注目録（一三）がほぼ正嘉二年（一一五七）から文永元年（一一二六）にかけての綿の請取状が八通残されており、九月から十一月に集中しており、この時期に綿の納入が行なわれたことが分かる。百姓らはかわりに返抄を受け取り、一括して進末沙汰の際に提出するのだから。当庄において結解状は二通しか残つておらず、しかも日付が確定できるものは一通のみである。そのため、当庄においていつ進末沙汰が行なわれ、結解状が作成されたかを示すものとはなりえないが、一つの指標にはなりうる。ここに全文を紹介する（一三）。

「阿豆河庄 弘長元年結解状」

注進 阿豆河上下御庄御綿結解事弘長元年分 両方都合五百十七兩歟

一上庄分 二百五十二兩内加阿豆一法師定

一上庄分 二百五十九兩三分

又所進八十二兩一分内

又所進二十四兩一分内 銭一貫六百文弁之

定未進五十七兩三分 銭一貫六百文弁之

下庄分 二百六十五兩内 見綿百四十兩

所濟百七十二兩二分内卅二兩二分代銭二貫百卅文

弁之 未進九十二兩二分内 見綿百四十兩

又所濟十五兩二分代銭一貫文弁之

定未進七十七兩 所濟上下庄三百八十二兩一分内代銭四貫七百卅文七十二兩二分代也

都合 上下庄未進百三十四兩三分 見綿三百九兩三分

右散用、注進如件、弘長二年三月二日

これは弘長二年（一一六二）のもので三月に出されたものであるから、進末沙汰がこの時には終わつていたことは推定できる。また、弘長元年（一一六一）には三月に結解状ではないが公文年貢注進状として文永元年（一一六〇）分の未進について述べている。

この注目すべきはこの時期の未進の多さであろう。結解状によれば上下庄ともに未進を申告している。また、一一定未進」という語も見受けられる。これはこの時の最終的な未進を示すものである。第一段階での所済が行なわれ

未進が発覚し、さらに強制的な徴収なのかは分からない」と

税の未進が領主による強制的な徴収なのかは分からない」と

測され、長期化が予測される。太良庄においても建長頃、預所代定宴の死後、地頭の介入などにより預所と百姓との間が次第に円滑を欠くようになり、年貢未納が増大しはじめ、百姓たちが損亡による減免を主張し、認められるまでは稲を刈り取らないという強硬な態度を示すようになることが知られる。当庄においても、正嘉元年（一二五七）の湯浅宗氏の預所改替に始まり、文永元年（一二六四）までに播磨法橋、米持王、粉河讃岐房、さらに米持王へとめまぐるしく変化している。地頭側と庄園領主側の預所職をめぐる争いが想定できるが、同時に百姓との関係の悪化ということにつながる。庄園経営の再編成に乗り出した本所円満院により正嘉元年の地頭の預所職改替という行為に及ぶが、これに伴い庄民が材木取納過程から湯浅氏を排除しようとした動きも注目される。さらに、綿が代錢でも納められていたことが分かる。十三世紀後半より当庄においても商品経済とともに代錢納化の流れが指摘できるが、詳しくは先学委ねることとする。以上のことから、当庄においても一般にいわれる八、九月の検注（年貢絹にかけられる）の後、十月以降三月頃までの収納・進未沙汰が行なわれていたことが確認できた。しかし、そのような機械的に行なわれていたとは限らず、文永十年（一二七二）を見てみると上庄在家等検注目録（<sup>21</sup>）上、下庄田代検注目録（<sup>22</sup>）が六月四日に出され、また上庄出田増分注文（<sup>23</sup>）が六月十二日に出されている。これは未進の増大する当庄への対処として、庄園領主側の御使馬入道願蓮の活躍による検注実施であることが知られ、当時の政治状況、支配者の構成に深く関わることに注意しなければならない。

以上、文永十一年十月の逃散の事例から派生して、当庄の年貢公事徴収システム・領主と百姓の対立関係を考察した。この十月の逃散はその後翌春三月まで引き続く。五月提出の上村百姓等訴状案（<sup>24</sup>）に「去春委細注進言上之処、

百姓於<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>還住」とあり、また同年九月日の上村雜掌從蓮言上状案（<sup>25</sup>）にも「宗親致<sup>ニ</sup>廿余ヶ之非法<sup>一</sup>、損<sup>ニ</sup>亡<sup>ニ</sup>土民之間、土民逃散忽逃散之後、參<sup>ニ</sup>本所<sup>一</sup>申<sup>ニ</sup>子細<sup>一</sup>了、就<sup>レ</sup>之去年春比、被<sup>レ</sup>尋<sup>ニ</sup>下宗親<sup>一</sup>之刻、無<sup>ニ</sup>陳方<sup>一</sup>之間、停止條々之非法<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>還<sup>ニ</sup>住百姓等<sup>一</sup>之由、被<sup>ニ</sup>仰下<sup>一</sup>之時、宗親出<sup>ニ</sup>承伏之請文<sup>一</sup>了」とあるように「去春」に百姓らは還住しているようである。この「去春」については、河野通明氏が関係史料から建治元年の三月に比定されている。逃散の内実についてはわかっていないことが多いが、残存史料から逃散の流れについて確認しておきたい。つまり、十月の逃散↓逃散の後、本所（円満院）に参り子細を申す（申状提出）↓三月還住となる。やや冗長になったが、以上が文永十一年（一二七四）から翌建治元年（一二七五）にかけて起こった逃散の概観である。

ところで、逃散の時期についてであるが、あえて一般性を求めるならば、同時代に散見される逃散の史料を検討することが必要となろう。

弓削島庄を例に挙げよう。正和三年（一一三二）と元亨四年（一一三三）に逃散が見られる。逃散の事例を示す文書はそれぞれ正和三年の九月日（<sup>26</sup>）、十一月日（<sup>27</sup>）、元亨四年の三月日（<sup>28</sup>）、九月日（<sup>29</sup>）提出の百姓等申状による。正和三年（一一三二）の逃散は「百姓等打<sup>ニ</sup>捨重代相伝名主職并住宅等<sup>一</sup>、已<sup>ニ</sup>今月廿一日罷<sup>ニ</sup>出御領内<sup>一</sup>畢」とあることから、九月二十一日に逃散が始まったことが分かる。理由は「弥依<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>致<sup>ニ</sup>新儀非法<sup>一</sup>、就<sup>ニ</sup>難<sup>ニ</sup>安堵<sup>一</sup>」ことによる。以下、預所の非法を連ねている。

ここで注目すべきは「可<sup>レ</sup>令<sup>ニ</sup>安<sup>ニ</sup>堵百姓等<sup>一</sup>由、蒙<sup>ニ</sup>御成敗<sup>一</sup>者、令<sup>ニ</sup>還<sup>ニ</sup>住本宅<sup>一</sup>、有限欲<sup>ニ</sup>全<sup>ニ</sup>御年貢已下<sup>一</sup>口（諸）御公事等」と述べていることである。つまり、通常の年貢・公事については全うしたいと述べている。また、十一月日申状においても「雖<sup>レ</sup>然不<sup>レ</sup>預<sup>ニ</sup>分明御裁許<sup>一</sup>之間、難<sup>レ</sup>還<sup>ニ</sup>補百姓等<sup>一</sup>」とあり、いまだ還住できないことを訴えている。また、「以<sup>ニ</sup>飛脚<sup>一</sup>恐々言上」とあるように逃散後も申



状を提出していた様子を伺い知ることが出来る。

さらに、元亨四年(一三二四)には三月に申状が出され、そのなかに「百姓等罷出御領、或迷山野、或隱居他所」とあり、逃散していたことが分かる。原因は現預所と前預所との政争の挙げ句に前預所の「悪党打入、被濫妨」ということである。また、「吞一味神水」が二度も書かれており、堅い決意のあらわれだろう。同年九月日には逃散が再燃したようで、「今月十三日仁御領内罷出畢」、「住役之百姓五六人令逸失畢」とある。原因は年貢塩について「於近年三者料物一分毛不被下行、号負債塩被責取之上、重無先例称新負債被責取之条、難堪無極者也」とあり、また年貢以外のものについても「号来納」し、責め取られることにある。

弓削島庄の逃散の事例から指摘できる点は以下の如くである。①農閑期における逃散。詳しくは第三節において述べる。②先例、傍例による新儀非法の停止要求。入間田氏によれば「先例」「傍例」の論理を用いて、年貢公事の減免・井料の給付などを要求する合法的根拠とすることは、中世社会の成立期から一貫して見られた農民闘争の戦術であった<sup>(2)</sup>とある。③百姓らの主張。「令還住百姓等、為全御年貢已下万雑公事等」、「令還住百姓等、為全御年貢」などの表現に見られるようにわたしたちが還住するのは、年貢・公事を納めるためという主張が多く見られる。こうした指摘は阿弼川庄においても同様に見られる。さらに、阿弼川庄の建治元年(一二七五)の片仮名書言上状<sup>(3)</sup>にも第九条「イヨ」百姓ウセ候ナンスル候」や書止文「百姓、トコロニアントシタク候」とあり、この言上状の提出された十月廿八日に逃散の宣言をしたと考えられる。

ところで、「逃散の季節」について言及されたものに木村茂光氏の次の見解<sup>(4)</sup>がある。「孟蘭盆を過ぎ、七月下旬から八月上旬になると早稲の収穫が始まり、いよいよ収穫の季節を迎える。しかし、一方でこの季節は闘争の季節

でもあった。日照りや風雨によつて農作物に被害がでると、年貢の減免をめぐつて領主と農民との間でさまざまな駆け引きと闘争が繰り返されたのである。決着がつかない時は逃散などの実力行使が行われたり、未決着のまま翌年春まで交渉が継続されることもあった。このような経過を経ながら、一〇月から一月にかけて領主への年貢の納入が行われ、収納が実現される。そして、ここで春の勸農の時に決められていた年貢額などを基準に、完納か未進(未払い)かなどが確定され、この結果が次年の春の勸農に引き継がれるのである。

具体的様相を浮かび上がらせる氏の叙述は新鮮である。しかし、ここで収穫期における不作という物理的な問題が逃散という行為を導き、闘争という政治問題を惹起するまでに至るのかという疑問が生じる。当庄の逃散を考察した結果、逃散はむしろ十月頃に始まる(弓削島庄は九月下旬に見られる)と見るべきで、十月から三月の農閑期に強弱の波をもちながらおこなわれたのであろう。次節ではこの逃散が当庄の支配関係にどのような変化をもたらしたのか考察することとする。

(1) 吉良第一節(3)論文。

(2) 二五八 湯浅淨智阿度請文案によれば、地頭湯浅淨智は、まだ法的には高野山領となっていない当庄を「高野山紀伊国阿弼川庄」と称し、さらに地頭の新儀非法を停止すると高野山に対して恭順の態度を示している。そのなかで地頭の新儀非法として逃死亡跡と称して百姓の土地を奪うことと材木を切り出して、他の場所売却したことを挙げている。

(3) 一五〇 阿弼河莊官百姓等請文。

(4) 一六一 阿弼河莊官請文。

(5) 一六三 阿弼河莊官材木請文。

(6) 一六五 阿弼河莊官百姓等材木請文。

(7) 五六 阿弼河莊定田地子檢注日録案。

- (8) 一九四 阿氏河上荘田代検注目録案。
- (9) 三一六 阿氏河荘預所下文案。
- (10) (9)に同じ。
- (11) 黒田はじめに(3)論文。
- (12) 神木哲男「中世荘園における領主と貨幣流通」  
(『日本中世商品流通史論』所収 有斐閣 一九八〇年 初出一九六三年)。
- (13) 〇年 阿氏河上荘在家島検注状案。
- (14) 五三 阿氏河上荘所当注進状案。
- (15) 五四 阿氏河上荘田検注状案。
- (16) 五五 阿氏河上荘田検注状案。
- (17) (7)に同じ。
- (18) 一三六 阿氏河下荘綿請取状案。
- (19) 一五二 阿氏河荘綿結解状案。
- (20) 一九三 阿氏河上荘在家等検注目録案。
- (21) (8)に同じ。
- (22) 一九五 阿氏河上下荘出田配分注文。
- (23) 二〇六 阿氏河上村百姓等訴状案。
- (24) 二一八 阿氏河上村雜掌從蓮言上状案。
- (25) 『愛媛県史・史料編』四六〇 弓削島庄領家方百姓等申状。
- (26) 『愛媛県史・史料編』四六二 弓削島庄領家百姓等連署重申状。
- (27) 『愛媛県史・史料編』五〇六 弓削島庄沙汰人百姓等申状。
- (28) 『愛媛県史・史料編』五一〇 弓削島庄百姓等申状。
- (29) 二一九 阿氏河上村百姓等言上状。
- (30) 入間田前掲書。
- 社 木村茂光『ハタケと日本人』(中公新書) 中央公論社 一九九六年。

### 三 文永建治相論への高野山の介入

文永建治相論の結果については論の別れるところである。裁決状が発見されていないため、相論の展開過程・その後からすれば寂楽寺に有利であることを仲村氏は「訴陳の経過とされ、寂楽寺側勝訴、地頭側敗訴とされる。一方、黒田氏は①寂楽寺の数多くの文書群のなかに判決文がない。②翌建治三年に寂楽寺別当任快が領家職を高野山に譲渡した事実。③状況が地頭に有利。④湯浅氏の六波羅における地位。⑤湯浅氏による六波羅奉行任抱き込み政策の五点の理由を挙げられ寂楽寺側敗訴、地頭側勝訴という結論を導いている<sup>(2)</sup>。相論の結末について言及しているものは意外に少なく、また評価がまったく反対なところが興味深い。私は相論の勝利自体からいえば、以下の理由により庄園領主側の勝訴と考える。すなわち、①建治年間の相論には寂楽寺は直接関わっておらず、当時の相論の当事者は本所円満院門跡である。地頭との相論において政治力の差は大きい。②阿豆川庄相論沙汰文書案から建治年間の相論の経過を辿ってみると状況が湯浅氏に有利であったとはとても言えないのではないかと先述したように、当文書によれば、建治元年一〇月五日より初沙汰があり、それが降たびに地頭の出対を命じ、召文が出されていることが分かる。地頭はその催促に応じず、同年十二月十七日になり、文永五年四月廿五日関東御下知を提出し、自らの領有権を主張するのであるが、この文書の真偽についての争いについては先述したとおりである。また、建治二年になってからは頭は出対拒否の姿勢を崩しておらず、相論における不利を認識し、そのため延引戦術を取ったと解しうる。

ここで、建治相論の結末に関して、黒田氏も注目された寂楽寺別当任快が領家職を高野山に譲渡した事実について着目したい。なぜならば当庄は、この相論決着後、しばらくして高野山領となるが、その意味で寂楽寺による高野山への譲渡は、いわば当庄の歴史の重大な転換点となる行為であるからである。黒田氏によれば「勝利者なら、せつか

く確保した権利を、すぐに放棄してしまふことなど、しな  
いはずだ」<sup>3)</sup>とされる行動をなぜ寂楽寺別当任快は取つ  
たのか。あるいは取らざるをえなかつたのか。

建治三年(一二七七)一二月に寂楽寺僧法印某が荘務権  
を高野山に譲渡した。はじめにこの事実を指摘されたのは  
仲村氏で、さらに河野氏がこの法印某を寂楽寺別当宰相法  
印任快であつたと比定した。では、なぜこの時期に寂楽寺  
が高野山への譲渡を決行したかについては、仲村氏は「この  
点はまつたへく史料的に空白で的確な指摘は不可能である」  
<sup>4)</sup>とされながらも「推定に推定を重ねれば、六波羅での  
裁判の進行が不利とみてとつた地頭湯浅氏が、高野山と結  
合することによつて、寂楽寺との抗争に決着をつけたので  
はあるまいか」<sup>5)</sup>とされる。阿豆河庄の領有権の根拠は

あくまでも平惟仲の寂楽寺への施入状であるが、建治相論  
に寂楽寺は直接関わつておらず、実質の領有は円満院によ  
つてなされてゐることは先述した。

一方、河野氏は「任快は根本文書を騙し取られ権利回復  
の見通しを断たれたなかで、阿氏河莊領有権の高野山への  
譲渡を決意した。それは任快を排除しつづけた円助への報  
復であり、そして利にさとい任快のことであるから、何ら  
かの代償を求めた利権の売却ではなかつたか」<sup>6)</sup>とされ、  
地頭の動向というよりも庄園領主側の確執を重視される。

その後、円満院の反対によりすぐには高野山への譲渡が  
成立したわけではなく、円満院の影響を實力で排除する動  
きが見られるようになる。高野山僧が荘内に進出し、さら  
に弘安元年(一二七八)には高野山衆徒契状請文<sup>7)</sup>がだ  
される。そして紆余曲折を経て、嘉元二年に円満院による  
避状が出され<sup>8)</sup>、高野山の領有が揺るぎないものとなつ  
た。

寛弘元年(一〇〇四)から当庄奪取を試みた高野山の念  
願がここに叶つたことになる。高野山が紀の川と有田川の  
上流を中心として、その膝下に多くの荘園を有したことは  
知られ、その高野山が再三にわたり、当庄奪取運動を行な

つていたことは、豊富な研究史からも解せる周知の事実で  
ある。もちろん、高野山がつねに阿豆川庄をねらつていた  
と考えるよりも当庄の状況に依じて、巧みに攻撃したと予  
想できる。この点について、河野氏は「史料による限り建  
長八年(一二五六)以後弘安元年(一二七八)までの二〇  
年余りは高野山の阿豆河莊獲得運動は見られない。この期  
間の前半は円満院では桜井宮の治世にあたり、阿豆河莊支  
配が比較的安定してゐた時期である」<sup>9)</sup>と指摘され、  
「高野山は桜井宮の力量を前に、阿豆河莊獲得を一時あき  
らめていたのではないか、それが建治三年の任快の領有権  
獲得をきっかけに再燃したとみてはどうか」<sup>10)</sup>と高野山  
の阿豆川庄獲得運動に強弱の波を想定し、かつ任快の果た  
した役割を評価している。

以上までが、現時点の研究の到達点と考えられるが、高  
野山の当庄奪取運動の契機となるものを仲村氏にしても、高  
河野氏にしても建治三年(一二七七)の寂楽寺による荘務  
権放棄と考えられてゐる。果たしてそうであろうか。

ここで注目すべきものが建治相論への高野山検校を兼ね  
る東寺長者の介入である。東寺の存在について注目された  
のは河野氏だけであるが、私見と評価が異なる。そこで、  
再び建治元年の春の円満院による東寺長者への諮問に戻り、  
河野氏の見解<sup>11)</sup>をまとめたい。さらに相論の結末につい  
ても東寺介入という視点から庄園領主勝訴という私見を補  
強したい。

東寺長者への諮問の理由について氏は「東寺の太良荘支  
配の経験を借りようとした」と推測される。この時期東寺  
では、供僧らが自力で守護代を六波羅に訴え、強力な直務  
支配を展開しはじめたことが指摘されており、阿豆川  
庄において「いま白領の百姓等が逃散といふ非常手段に出  
て地頭の非法を訴えてきた時にあたり、円満院は六波羅出  
訴の可否について、荘園経営の経験豊かな東寺の意見を求  
めた」とされる。この時の東寺長者は「東寺長者補任」に  
よれば、大僧正道融である。東寺長者は金剛峯寺座主を兼

ね高野山検校を監督する立場にあり、阿豆川庄の領有権を長年主張してきた高野山、さらに東寺は円満院に取って敵対関係にあることは想像に難くない。河野氏は、この時期、東寺長者に諮問した理由として円満院門跡助法親王と大僧正道融との人間関係に注目され、そのきわめて近い関係を挙げられる。

ここで、東寺長者が意見を述べるといふことの意味についてもう一度考えてみる必要がある。河野氏の言われる円満院門跡と東寺長者との個人的関係をいうことも、もちろん考慮に入れなければならぬであろう。そこで、「東寺長者御教書」を見ると宛所は阿闍梨殿となっており、内容は「東寺長者が上村雑掌の新儀張行を停止すべきの旨を宗親に命令され、また早く帰住し、勸農につとめるようにと庄民に命じるようにおっしゃった」というものである。しかし、円満院の諮問に対する返答であれば、そこに東寺の地頭に対する強制力は存在しないはずである。また、ここで強調しているのは、庄民の還住についてであり、相論への対策ではない。

また、河野氏は「東寺長者が検討を命じた公文所とは当然のことながら東寺の公文所であつて、阿氏河荘の公文所であるはずはない」とされるが、東寺長者は高野山の監督権も有しており、必ずしもそうとは限らない。氏が「東寺公文所注進状案」と比定された書状の内容を見ると非常に詳細に相論の過程が述べられているが、東寺にとつてみれば阿豆川庄のことは直接関係しないのであり、詳細に把握する必要はない。ただし、高野山は別である。積年の願いを実行するチャンスを得ており、当庄の莊務関係についても多大の関心を持っている。また、氏によれば「宛書の「阿闍梨殿」は円満院の家司のひとりである」とされるが、わたしはむしろ高野山僧と推定する。

以上のことをまとめると、氏が「東寺公文所注進状案」と比定された書状は、高野山が東寺長者に阿豆川庄について報告し、指示を求めているものと思われ、東寺が介入し

たのは円満院の諮問を受けたからではなく、高野山を監督する立場にあつたからである。そのように考えると、高野山はこの段階で当庄領有権の奪回に動いていたことになる。では、そのきっかけを与えたのはなにか。それが阿豆川庄における百姓らの逃散であつた。百姓らは地頭との戦いのなかで、逃散の矛を納めるために高野山を利用している。逃散の場所が高野山領であつた。そのため東寺長者が介入する必要があつたのである。

石井進氏の「十一月の収納期、三月の農作業開始期、こうした重要な時期ごとに村を逃散しては、莊園領主や地頭に要求を出し、攻勢をかける、そして譲歩を勝ちとると村に帰る。こうした、くりかえしのできる運動は、決して完全な他領への逃亡ではなく、莊内か、あるいは隣接地域の山中などに一種の根拠地、解放区をつくつて、逃散の時はこちらにこもり、根づよく、またやがては村に帰るといふ、地頭に対する根づよく、したたかな抵抗なので、逃散の時や「うか」というアジールへの逃散という事実は一般的にはいえるが、当庄の逃散はそれが高野山の要求と連動している、その後の当庄の領有に大きく関わっていることからも、当庄の百姓らは高野山領に逃散を決行したのではないだろうか。

建治元年三月の東寺長者の介入について河野氏はそこに東寺長者と円満院門跡円助法親王との人的関係を強調されるが、そうすると、その後の当庄の關係文書に東寺長者が登場することについてどのよう理解すべきかという問題が生じる。ここで注目すべきは、乾元二年（一三〇三）から嘉元二年（一三〇四）にかけて、高野山の離山閉門の企てを停止し本寺に帰住すべき旨、さらに円満院避状により金剛峯寺領となつた旨を龜山院院宣、後宇多院院宣として東寺長者宛に五通（うち一通は院僧正御房宛とあるが、おそらく東寺長者を指すと思われる）を出していることである。これは永仁四年（一二九六）八月廿二日関東御教書に「高野山金剛峯寺雑掌与寂樂寺雑掌相論紀伊国阿豆河庄事、

金剛峯寺帯<sub>ニ</sub>右 大将家元暦元年七月二日状、所<sub>レ</sub>申雖<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>子細<sub>一</sub>、非<sub>ニ</sub>閑東進止地<sub>一</sub>之間、任<sub>ニ</sub>道理<sub>一</sub>宜<sub>レ</sub>為<sub>ニ</sub>聖斷<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>申<sub>一</sub>入西園寺殿<sub>ニ</sub>之状<sub>一</sub>をうけてのことであろう。ここでいう西園寺は円満院門跡円助法親王のことであろうと思われる。

東寺長者に対して、院宣で「阿豆川庄事、為<sub>ニ</sub>当知行<sub>一</sub>之上、離寺閉門太<sub>ニ</sub>不可然<sub>一</sub>早歸<sub>ニ</sub>住本寺<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>奉<sub>ニ</sub>待正理聖斷<sub>一</sub>之由、可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>下知<sub>一</sub>給<sub>ニ</sub>上之旨<sub>一</sub>、被<sub>ニ</sub>仰下<sub>一</sub>候也」と高野山衆徒の企てを停止するように命じていることは東寺に高野山の監督権があることを認識していたことの表れである。

これを受けて嘉元二年(一一三〇四)三月八日に東寺長者御教書(13)が出される。全文を掲げると次のようになる。

(端裏書)(信忠)

「勸修寺長者御時 正別当状」

條々事

一 阿豆川庄被<sub>レ</sub>召<sub>ニ</sub>円満院宮御避状<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>裁<sub>ニ</sub>許<sub>一</sub> 院宣

副<sub>ニ</sub>彼避状<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>此、御歸依之趣、子細異<sub>レ</sub>他、衆徒宿訴已<sub>レ</sub>以開眉者歟、

一 当庄訴訟之間、企<sub>ニ</sub>閉門嗽訴<sub>一</sub>之張本輩事、 院宣被<sub>レ</sub>遣之候、早<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>注<sub>ニ</sub>進交名<sub>一</sub>者也、

一 当山停<sub>ニ</sub>止武勇<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>專<sub>ニ</sub>修学<sub>一</sub>事、院宣如<sub>レ</sub>此、殊可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>存知<sub>一</sub>候、

以前三通 院宣、一時到来、早触<sub>ニ</sub>満山<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>遵行<sub>一</sub>之由、御気色所候也、仍執達如<sub>レ</sub>件、

(追筆)(嘉元二)

三月八日

檢校僧都御房(頼成)

法印聖瑜

宛所の檢校僧都御房(頼成)について高野山檢校であろう。内容をまとめると①円満院の避状が出され、院宣のごとく高野山の領有が認められ、衆徒の念願が叶い、安心した②閉門嗽訴を企てた張本輩の交名を提出すべきである③院宣に述べられているように、武勇を停止し修学に努めること、

というものである。これらのことを寺全体に通達すべきであると述べていることから東寺の高野山への監督権というものを見て取れる。以上のことから、東寺長者の介入は高野山への阿豆川庄の莊務権奪取を企図したものであることが確認できる。

- (1) 仲村研「阿氏河莊研究補遺」(『中世地域史の研究』)
- (2) 所収 高科書店 一九八八年)。
- (3) 黒田第一節(2) 論文。
- (4) (2) に同じ。
- (5) (4) に同じ。
- (6) (4) に同じ。
- (7) 河野第一節(4) 論文。
- (8) 二四四 高野山衆徒契状請文。
- (9) 二八四 後宇多院院宣案に「紀伊国阿豆川庄事、円満院宮御避状如<sub>レ</sub>此」とある。
- (10) (6) に同じ。
- (11) (9) に同じ。
- (12) (10) に同じ。以下の引用はこれによる。
- (13) 石井進『中世を読み解く 古文書入門』 東京大学出版会 一九九〇年。

おわりに

本稿では、次の二点を明らかにした。①いつ、逃散したのかという疑問から逃散の季節を論じた。阿豆川庄において逃散は十月に始まり、三月に終息した。これは庄園領主の還任への強い働き掛けによるものであり、百姓らもある程度、予想した行動だったのだろう。計画的な津出しのサボタージュののち、円満院への訴え、高野山との結託という動きに出たのだろう。

②どこに、逃散したのかという疑問から逃散の目的を論じた。阿豆川庄の百姓による逃散がその後の当庄の支配関係に変化をもたらせた。つまり、円満院一寂楽寺から高野山への荘務権の譲渡のきっかけは百姓による逃散であつたと考えられる。そのきっかけとなつたのが、この文永から建治にかけての逃散であり、逃散した場所はおそらく高野山領ではなかつたかと考える。この逃散のもつ歴史的意味は大きい。阿豆川庄における研究史の空白部分を二、三、補つた以上、阿豆川庄における研究史の空白部分を二、三、補つたにすぎないが、中世百姓の逃散のもつ意味をあらためてとらえなおすことができた。